

昭和三十一年政令第二百二十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
施行令

内閣は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

第一

書」と、「条例制定又は改廃請求代表者証明書」とあるのは「教育長又は委員の解職請求代表者証明書」と、「条例制定又は改廃請求者署名簿」とあるのは「教育長又は委員の解職請求者署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	規則による請求は、地方自治法	規則による請求は、地方自治法	規則による請求は、地方自治法	規則による請求は、地方自治法	規則による請求は、地方自治法	規則による請求は、地方自治法
条例制	教育長若しくは委員の解職請求	定により同請求	項目の規定	第一項の規定	第一項の規定	第一項の規定

(指導主事) 第二章 事務局職員
第四条 教育委員会は、法第十八条第四項後段の規定により指導主事に大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。）

		第二章 事務局職員	
		(指導主事)	
第四条 教育委員会は、法第十八条第四項後段の規定により指導主事に大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。)をもつて充てようとする場合において、当該教員が他の教育委員会(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該教員が属する地方公共団体の長)の任命に係る者であるときは、当該任命権者の同意を得なければならぬ。			
第五条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)が法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。)である教員を指導主事に充てようとする場合は、当該教員が属する市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会の同意を得なければならない。	2		
第六条 法令に特別の定があるものを除き、教育委員会の事務局に置かれる職員の職の設置については、教育委員会規則で定める。			
第七条 法第四十七条第一項に定めるものほか、県費負担教職員に対して地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。			
(地方公務員法の技術的読替え)	規定	読み替える字句	読み替える字句
第五条第一項及び第十四条第一項及び(競争試験等)	地方公共団体	都道府県及び市町村	都道府県の人事委員会
第十七条			

置関係規定の施行により効力を失うこととなるものに基く条例及び教育委員会規則その他教育委員会が定めた規程で、設置関係規定の施行の際に効力を有するものは、設置関係規定に抵触しない限り、法の各相当規定に基いて制定された条例及び教育委員会規則その他教育委員会が定めた規程とみなす。

第七条 設置関係規定の施行の際、旧委員会が法令の規定に基いて行つた处分で現に効力を有するものは、それぞれ法附則第三条第一項に規定する新委員会（以下「新委員会」という。）が当該法令の規定に基いて行つた処分とみなす。この場合において、当該处分に期間がつけられているときは、当該期間は、当該处分が行われた日から起算するものとする。

第八条 設置関係規定の施行の際、法令の規定に基いて旧委員会に対してされている認可その他の処分の申請、届出その他の行為は、当該法令の規定に基いて新委員会に対してされた行為とみなす。

第九条 昭和三十一年九月三十日までの間ににおいて、新委員会が旧法その他の法令の規定に基いて行つた処分及び旧法その他の法令の規定に基いて当該新委員会に対してされている認可その他の処分の申請、届出その他の行為は、法附則第二十一条及び第二十二条の規定の適用について、それぞれ旧委員会が行つた処分及び旧委員会に対してされた行為とみなす。

第十四条 学校組合の条例及び学校組合執行機関が定めた規則その他の規程で設置関係規定の施行の際に効力を有するもののうち、設置関係規定及び旧法（設置関係規定に抵触して失効する部分を除く。以下この条において同じ。）その他他の法令の規定に基いて定めることとされている事項に相当する事項を定めているものは、設置関係規定に抵触しない限り、それぞれ設置関係規定及び旧法その他の法令の各相当規定に基いて学校組合が定めた条例及び学校組合の新委員会が定めた教育委員会規則その他の規程とみなす。

第十五条 附則第七条及び第八条の規定は、設置関係規定の施行の際、学校組合執行機関が法令の規定に基いて行つた処分で現に効力を有するもの及び法令の規定に基いて学校組合執行機関に対してされている認可その他の処分の申請、届出その他の行為について準用する。

<p>附 則 （昭和三五年六月三〇日政令第一八五号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十五年七月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （昭和三八年二月九日政令第二五号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第七条の規定は、昭和三十七年十月一日から適用する。</p>
<p>附 則 （昭和四六年八月二八日政令第二七七号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （昭和五〇年三月一四日政令第三三号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成三年五月二一日政令第一七〇号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成七年六月一四日政令第二三八号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第三編第三章の改正規定の施行の日（平成七年六月十五日）から施行する。</p>
<p>附 則 （平成九年三月三一日政令第一一四号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一二年二月一六日政令第四二号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一二年三月三日政令第五五八号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇八号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p>

<p>第一 条 この政令中、第二条（市町村の合併の特例に関する法律施行令第二条第四項及び第五項の改正規定（第七十四条第五項）を「第七十条第六項」に改める部分に限る。）並びに同四条第一項の改正規定（第七十四条第四項）を「第七十四条第五項」に改める部分に限る。）を除く。の規定は平成十四年三月三十一日から、その他の規定は平成十四年九月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年七月三〇日政令第二五一号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成一六年八月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二〇年三月二八日政令第七九号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二一年三月二五日政令第五五一号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二三年五月二日政令第一一八号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二三年七月二九日政令第二三五号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。</p>

<p>第一 条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十一年一月六日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一四年三月三〇日政令第九五号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。</p>
<p>第一 条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二六年一二月一四日政令第二四二号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二九年三月三一日政令第一二八号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。</p>

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二七日政令第六一)

(施行期日)
附 則 (号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年八月三一日政令第二八)

(三号)
この政令は、令和五年四月一日から施行する。